

# あめねし



アムネスティ子どもニュース

## 新型コロナウイルスと人権

新型コロナウイルスによる感染症は、世界中で大流行し、たくさんの方がなくなりました。日常生活は大きな制約をうけ、それとともない人権が守られない事態も多く起きました。例えばロックダウン（外出を制限したり、町や市への出入りを制限したりすること）により行動の自由がうばわれた国もありますし、感染した人が立ち寄ったところや住んでいる地域など個人の私生活にあたる情報まで公開された国もあります。

これらの国の政策による人権制限は、命を守るためには仕方ないものとして多くの方が受け入れています。しかし、感染症にともない起こったさまざまな差別は、命を守ることは、まったく関係がなく、許されるものではありません。

### 人権

#### ウイルスのように広がった差別

差別の代表例が、人種差別、民族差別です。最初に流行したのが中国であったため、欧米ではアジア人全体が差別の対象になりました。「コロナ」などとののしられたり、経営するお店に落書きされたり、中には刃物でさされた親子もいます。アメリカのトランプ大統領が「中国ウイルス」と呼んだように差別をあおる政治家もいました。

日本でも医者や看護師やそれ以外の職業の人に対する差別、ウイルスの感染者への差別などがみられました。

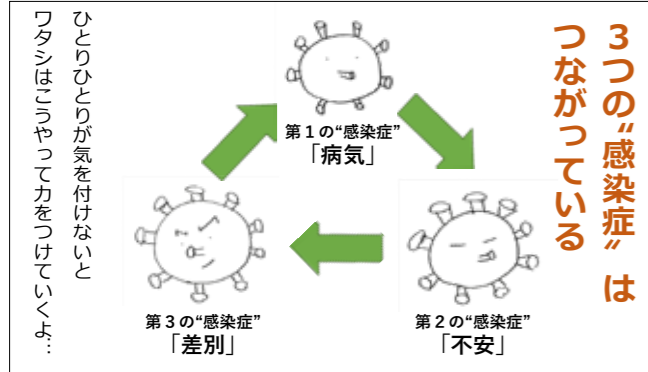
ウイルスを検査したり病気を治

すためにがんばる医者や看護師は、ヒーローとたたえられる一方で、本人もその家族も周囲の住民からばい菌扱いされたり、保育園、学童保育に「来ないで」と断られたりしました。無言電話によるおどしもあったそうです。

多くの国民が外出をひかえる



英語は「私の民族はウイルスじゃない」という意味です。アジア人というだけで差別されることに反対して、多くの方がこのメッセージを発信しました。



中、トラックの運転手はその国民の日常の生活を支えていました。トラックの運転手はいろいろな場所に行くため「ウイルスを運んでいる」という非難を受け、その子どもたちが病院や学校に行かせてもらえないことも起こりました。

### どうして差別が起きるの？

このような差別はどうして起こるのでしょうか。日本赤十字社は「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」という記事を出して

います。3つの“顔”とは「病気」、「不安」、「差別」で、いずれも「感染症」のように広がります。よくわからない病気は「不安」を生みます。不安があるため、デマも信じてしまい、見えない敵=ウイルスの代わりに特定の人たちを敵とみなし、自分の周りからおしのけしようとして。こういう差別が怖くて、病気をかき普通の生活を続けると、新たな感染拡大につながります。このように悪いことが悪いことを呼び、さらにめぐりめぐって最初の悪いことをさらに悪くする、これが「負のスパイラル」です。感染しないようにするには感染者と適切な距離を置くことで、そのために隔離（感染者をみんなからはなして別の場所に置くこと）も必要かもしれませんが、暴言やおどしなど感

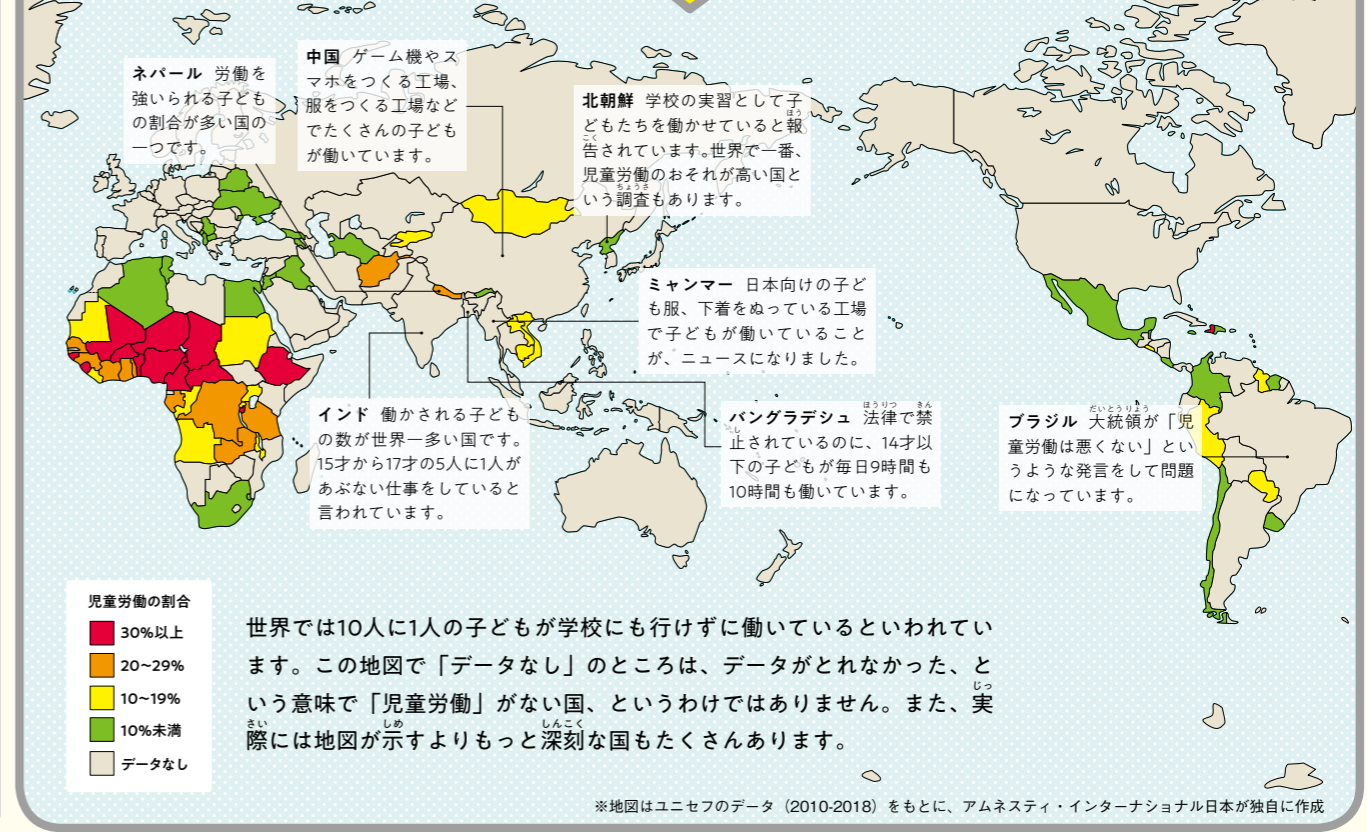
染防止につながらない行為は「差別」です。人種、民族、職業は関係ありません。もちろんその家族もです。何が必要な対応で何が差別なのか、ひとつひとつ考えて判断していくことが大事です。

### 私たちができること

不安や差別の解消に効く薬はありません。自分で考え、デマに流されず、差別の仲間に加わらないことで、自分で負のスパイラルを断ち切るしかないのです。

外出をひかえていた時は、「みんな一丸となって」なんて言われていたのを覚えていると思います。自分だけが良ければ良いという考え方では、ウイルスをおさえこむことはできません。こういうときにこそ、みんなが平等であることを思い出し、団結していかなければなりません。

## 世界の問題 世界の子ども10人に1人が学校に行けずに働いています



## 子どもにだって権利がある！

### 第2回 18才未満なら、みんなに権利がある

今回紹介するのは、子どもの権利条約の第1条と第2条です。「内の文章は、もともとの難しい条約(国と国との約束)の文章をわかりやすくした、日本ユニセフ協会による日本語訳から引用(そのまま使うこと)しています。

第1条には、どんな人が子どもなのかということが書いてあり、「18才になっていない人」です。18才になっていなければ(未満)、学校に通っていても、働いていても、結婚していても、すでに子どもがいて親になっていても、みんな子どもです。

第2条には、差別をしてはいけません、と書いてあります。「国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、など」に関係なく、みんな同じ権利を持っているということです。子どもは、生まれる国や親を選べま

せん。自分で選べないものが原因で差別されるなんて、ひどいですよね。

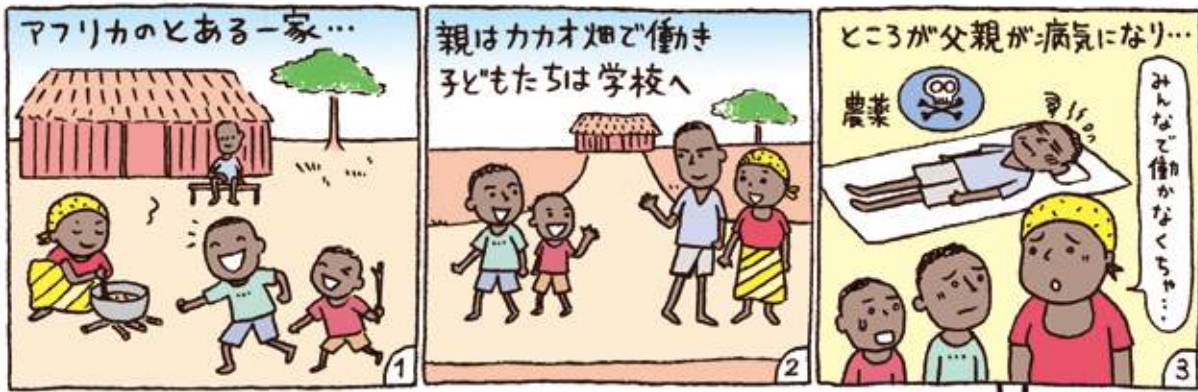
また、どんなことを考えているとか、どんなことをするかにもまったく関係ありません。大人によく、「いい子にしていたら、〇〇をしてあげる」と言われませんか？ いい子でいてほしいからそう言うのですが、この条約に書かれた権利は、いい子ども、怒りんぼでも、ケンカばかりしていても、関係ありません。どんな子どもでもみんなに権利があるのです。

次回は、子どもの権利を守るため、大人たちはどうしなければならないのかを書いた第3条～第5条を紹介します。



参照資料  
日本赤十字社ホームページ「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」(左上の絵も)  
アムネスティ日本ホームページ「新型コロナウイルスと人権：分断ではなく、団結の時」

# 運命の分かれ道～児童労働編～



病気で休んだ間のお金が国からもらえる



何も保障がないと...



みなさんの中にも放課後やお休みの日に、家の仕事を手伝う人もいるかもしれません。一方で、大人と同じような仕事をしなければならぬため、学校に行けない子どもがいます。これを「児童労働」といい、世界で禁止されています。

主な原因は貧しさです。給料が安く大人が働いただけでは家族が食べていけなかったり、親がけがや病気で働けなくなるとたちまち収入がなくなって生活が困ったりするため、子どもが働かなくてはいけなくなるのです。また、子どもは学校に行くより家の仕事をする方が大事だと考える社会もあります。不当に安い給料をなくしたり、働く人が働きやすい仕組みをつくらせたり、子どもを守るための法律をつくらせたりすることが大切です。

絵：坂木浩子

アムネスティ・インターナショナルは、1961年生まれの国際的な団体です。世界200カ国で700万人以上の人々が活動しています。はだの色がちがうから、宗教がちがうから、よその国から来たから、女性だからと差別や暴力に苦しむ人、政府と違う意見を言っただけで捕まった人、紛争で自分の国に住めなくなった人などの命や自由を守るために、政府や社会を動かす活動をしています。ノーベル平和賞を受賞しています。